

千葉市里帰り等1か月児健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市1か月児健康診査実施要綱（以下「実施要綱」という。）により実施する1か月児健康診査（以下「健康診査」という。）を、里帰り等の理由により実施要綱第5条に定める方法で受診することができない者に対して健康診査費用を助成することにより、疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで、その進行を未然に防止するとともに、養育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、もって乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、実施要綱第3条に掲げる要件の他、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 実施要綱第4条第1項に規定する健康診査委託医療機関以外の日本国内に所在する医療機関等で健康診査を受けた者又は健康診査委託医療機関で健康診査を受けた際、やむを得ず受診票を提出できなかった者。
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、助成対象者としてすることができる。

(助成金額)

第3条 助成金額は、実施要綱第4条に定める健康診査において現に要した費用のうち実施要綱第6条に定める健康診査料の金額を上限とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、千葉市健康診査・検査費用助成申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 対象となる健康診査について医療機関等が発行した領収書又は千葉市里帰り等1か月児健康診査実施状況等証明書（様式第2号）
- (2) 本事業の対象となる健康診査を受けたことが分かる書類（母子健康手帳の写し等）
- (3) 本市に住所を有することが分かる書類
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第5条 市長が、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市里帰り等1か月児健康診査費用助成承認決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するとともに、申請のあった日から60日以内に助成する額（以下「助成金」という。）を支払うものとする。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市里帰り等1か月児健康診査費用助成不承認決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 助成は、助成金を前条の規定により助成の決定を受けた者に対し、指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者に既に助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(助成台帳)

第8条 市長は、助成を行ったときは、千葉市里帰り等1か月児健康診査費用助成金交付台帳(様式第5号。以下「交付台帳」という。)を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。

2 交付台帳は助成した年度の翌年より10年間保存するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。